

## 【1. 開会】

司 会

みなさま、大変お待たせいたしました。これより会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、岡山県土木部都市局都市計画課の花谷と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まずはじめに新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。本会議開催にあたりましては、受付において体温の測定、健康状態の確認、マスク着用の徹底、アルコール消毒液の配置、定期的な換気、レイアウトの工夫等、新型コロナウイルス感染症対策本部により示されている「会議開催時の感染症対策」をおこなっております。長い時間会議室にとどまらない対策としまして、スムーズな司会進行に努めてまいりたいと存じます。

次に、地震発生時の行動及び避難経路についてお伝えをさせていただきます。地震が発生した場合ですが、机の下などにもぐり、揺れがおさまるまで頭を守ってください。揺れがおさまったら、職員の誘導に従い、外へ避難してください。なお、非常口は、そちらの出入り口を出て頂き、非常口の案内に従って進んでいただき、階段で1Fに降りてください。降りられましたら、すぐ左手のドアから外へ避難してください。

次に、定足数についてですが、本日ご出席いただいております委員及び臨時委員の方は17名中13名でございまして、岡山県都市計画審議会条例第7条に基づく半数以上の定足数を満たしていただきますことをご報告いたします。

それでは、ただいまから「第160回岡山県都市計画審議会」を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。資料は全部で3種類でございます。まず、A4版の「第160回岡山県都市計画審議会 議事次第」と書かれた資料、次に、同じくA4版で「議案集」と書かれた資料、最後にA3版で、右上に「説明資料」と書かれた資料でございます。以上の資料がお手元に揃っておりますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、都市計画課 課長の蜂谷よりごあいさつを申し上げます。

都市計画  
課 長

第160回岡山県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また平素から、県の都市計画行政の推進にあたり、ご助言ご協力いただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、4件の議案がございます。

第1号議案は、浅口広域都市計画道路の変更について、これは道路施設の区域と都市計画道路の区域との整合を図るため、当該区域の変更を行うものでございます。

第2号議案から第3号、第4号議案の3議案は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、これは建築基準法第51条ただし書きによる許可に関するものでございます。

また、4議案、全ての議事が終了した後は、「その他」といたしまして、最近の都市計画行政についてご報告させていただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれ幅広い見地から、ご意見、ご審議をいただきたいと存じております。本日はよろしく願いいたします。

(委員1名が遅れて到着し、出席されたため、出席委員数は14名となりました。)

## 【2. 委員紹介】

司 会

続きまして、次第の2の委員の皆様のご紹介に入ります前に、今回、審議会委員の任期満了に伴いまして、委員が改選となっておりますので、このことについてご報告させていただきます。お手元の「議事次第」と書かれた資料の4ページ目の「委員名簿」をご覧ください。令和2年12月1日に、本審議会の委員として15名の方、同じく臨時委員として2名の方に、ご就任をいただいております。委員の任期につきましては、岡山県都市計画審議会条例第3条第2項におきまして、2年と規定されておりますので、任期は、令和2年12月1日から、令和4年11月30日までの2年間となります。委員の皆様、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、委員名簿に従い、委員の皆様を、ご紹介させていただきます。

はじめに、学識経験者としてご就任をいただきました、岡山県商工会議所女性会副会長の干田恵様でございます。岡山大学自然生命科学研究支援センター教授の多田宏子様でございます。岡山県建築士会副会長の塩飽繁樹様でございます。岡山県消費生活問題研究協議会会長の中里房子様でございます。岡山大学大学院環境生命科学研究科教授の橋本成仁様でございます。岡山弁護士会弁護士の中野惇様でございます。岡山県立大学デザイン学部デザイン工学科准教授の西川博美様でございます。岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授の氏原岳人様でございます。岡山県立大学保健福祉学部看護学科教授の森永裕美子様でございます。

続きまして、関係行政機関からご就任をいただきました、農林水産省中国四国農政局長の塩屋俊一様でございます。本日は、代理で、農村計画課課長補佐の池田広志様にご出席をいただいております。国土交通省中国地方整備局長の小平卓様でございます。本日は、代理で、企画部事業調整官の藤原浩幸様にご出席をいただいております。

続きまして、市町村の長を代表してご就任をいただきました、新見市長の戎斉様でございます。本日は、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、県議会からご就任をいただきました、岡山県議会議員の

高橋戒隆様でございます。本日は、所用のためご欠席との連絡をいただいております。同じく、岡山県議会議員の小倉弘行様でございます。

続きまして、市町村議会の議長を代表してご就任をいただきました、岡山市議会議長の浦上雅彦様でございます。本日は、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、臨時委員として、2名の方にご就任をいただいております。岡山県農業会議副会長の矢谷光生様でございます。岡山県警察本部交通部長の多田典正様でございます。本日は、代理で、交通管制センター一長の宇野精洋様にご出席をいただいております。

最後に、専門委員の原田一郎岡山県土木部長でございます。同じく、専門委員の中山基隆岡山県土木部都市局長でございます。

### 【3. 会長選任】

司 会 続きまして、次第3の会長の選任についてでございますが、審議会条例第6条に、会長は「学識経験のある者として任命された委員のうちから、委員の選挙によりこれを定める」と規定されております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

委 員 昨年まで会長を務めていただきました中野委員に、引き続きやっていただいたらどうでしょうか。

司 会 中野委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(中野委員承諾)

司 会 ありがとうございます、中野委員が会長に選任されました。それでは、中野委員、会長のお席にお移りください。

### 【4. 議事】

司 会 これより、次第4の議事に入らせていただきます。議事の進行は、審議会条例第7条の規定によりまして、会長にお願いいたします。中野会長、よろしくお願いいたします。

#### (1) 常務委員の指名

会 長 それでは、議事の1番目、「常務委員の指名」をさせていただきます。常務委員会は、審議会条例第8条に「審議会の権限に属する事項で軽易なものを処理する」ことを目的といたしまして、「会長の指名した委員8人以内で組織する」と規定されております。

私の案としましては、多田宏子委員、塩飽委員、橋本委員、西川委員、氏原委員、小平委員、高橋委員に、私を含めた8名で組織したいと考えております。

なお、高橋委員には改めて私の方から連絡をしたいと思っております。

す。高橋委員を除いた皆様、お引き受けいただけますでしょうか。

(委員：異議なし)

会 長 ありがとうございます。

### (2) 署名委員の指名

会 長 続きまして、議事の2番目、「署名委員の指名」をさせていただきます。

署名委員は今回の審議会の議事録を、委員を代表して確認と署名をいただくものです。今回は、塩飽委員と、中里委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

会 長 よろしくお願ひいたします。

### (3) 公開・非公開の採決

会 長 次に、議事の3番目、「公開・非公開の採決」についてでございますが、今回の審議会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきましてお諮りしたいと思います。本審議会は、岡山県都市計画審議会運営細則により、「原則公開」でございますが、審議会におきまして、出席されておられます委員及び臨時委員の3分の2以上の同意がある場合には、非公開とすることができるという規定でございます。今回の審議案件は、先ほどご紹介がありましたとおり、全部で4議案でございます。

事務局に確認ですが、本日審議する案件等について、個人が識別される情報などは含まれていますか。

事 務 局 土木部都市局都市計画課の小野でございます。

本日、ご審議いただきます案件につきましては、個人等が識別されるような情報、権利利益を害する恐れのある情報及び本審議会の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるような情報はございません。

会 長 わかりました。

今回の議案に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えますので、本審議会は公開することとし、希望者の傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。お諮りします。

(委員：異議なし)

会 長 ありがとうございます。

本日の審議会は公開とし、傍聴者の会場への入室を許可することとします。

また、本日の審議会中の撮影・録音についてですが、撮影・録音を不許可とすべき特段の理由もないことから、審議会進行の妨げにならない範囲に限り、撮影・録音を許可することとしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

会 長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会では進行の妨げにならない範囲に限り、撮影・録音を許可することとします。

#### (4) 第1号～第4号議案の審議

会 長

それでは、議案の審議に入ります。第1号議案につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局

改めまして都市計画課の小野でございます。よろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、第1号議案でありますA3の資料をご覧ください。

一枚めくっていただきまして、第1号議案「浅口広域都市計画道路の変更」について説明いたします。

はじめに「都市計画道路の概要」について説明いたします。資料左上「位置図」をご覧ください。

位置図中央の赤色で示している道路が、今回変更する都市計画道路佐方南北線になります。本路線は、浅口市の玉島笠岡道路と国道2号を南北に結ぶ全長約1,740mで2車線の幹線道路です。平成30年度末に玉島笠岡道路の浅口金光IC周辺の交差点工事の完成により、全線が完成しました。

次に、「都市計画決定の経緯」でございますが、本路線は、平成12年8月に当初決定し、区域として延長は、約1,740m、幅員は、資料右下の標準断面図のとおり、2車線に片側歩道の全幅12mでございます。決定理由は「広域交通体系の交通需要に対処するとともに、沿線土地利用の増進を促し、地域発展に寄与するもの」でございます。

次に、「都市計画決定の内容」でございますが、本路線の現在の決定内容としましては、表にありますように、種類は「道路」、種別は「幹線街路」、名称は「3・5・9 佐方南北線」、位置は起点を「浅口市金光町佐方小西原」終点を「浅口市金光町佐方宮原」、そのほか、先ほどの延長や車線数、構造形式などを決定しております。

資料右上をご覧ください。「変更内容及び変更理由」について説明いたします。

まず、変更内容ですが、具体的に変更となるのは、「区域」でございます。道路法面の形状変更などにより約1.7kmについて区域の一部の変更を行うものでございます。詳細につきましては後ほど説明いたします。

次に、変更理由についてですが、佐方南北線の工事の完成により、既に供用している道路施設の区域に変更が生じないことが確実となったこ

とから、実際の「道路施設の区域」と「都市計画決定された道路の区域」との整合を図るために変更を行うものでございます。

次に「変更案の概要」について説明いたします。

中程の「新旧対照計画図」をご覧ください。図面の黄色で示している区域が削除する区域になり、それ以外の赤線で挟まれた青色で示している区域は変更しない区域になります。少し見にくいいため、代表例の拡大図を右に載せていますのでご確認ください。

それでは、資料2ページをご覧ください。

変更内容につきまして、代表例を元に具体的に説明いたします。資料左側の断面図をご覧ください。

左は当初の都市計画決定時の断面図、右は道路整備後の断面図を示しております。写真は整備後のものですが、当初は都市計画決定に従い、路肩の構造を法面や土羽で計画しており、青線の位置に側溝がくる予定でしたが、事業実施に伴いまして、隣接地権者との協議、調整の結果、写真のとおり、擁壁構造等に変更して整備をおこなったものになります。このことにより、写真の赤線で示しております、道路施設を整備した区域が青線の都市計画道路の区域の内側となったことから、整合を図る必要が生じたものでございます。

次に、資料右上の「変更案の検討概要」をご覧ください。検討上の観点の一つ目の、「1. 都市計画道路を都市計画に定める目的等」についてですが、道路の都市計画の決定は、整備に必要な区域を明確にし、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保することを目的としております。その上で、名称・起終点・区域・車線数等を定めることとされております。そのため、都市計画決定された区域においては、一定の土地利用制限、具体的には3階建ての建築物が建てられないなどといった制限が課せられることとなります。このことを踏まえ、「2. 都市計画決定の変更の必要性」については、都市計画決定された区域のうち、整備が完了し、今後の整備予定がなくなった区域については、都市計画決定の区域から削除し、土地利用制限を解消する必要があることから、都市計画決定の変更を行うものであります。

最後に、「都市計画の変更手続き」について説明いたします。

資料右下の「手続きの流れ」をご覧ください。昨年8月に浅口市より変更案の申し出を受けたことから、①の「都市計画の原案の作成」を行い、次に住民の意見を反映させるため、②の「都市計画の原案の縦覧」を令和2年8月15日から28日にかけて行っております。縦覧者は0名で意見書の提出はございませんでした。よって、③の公聴会は中止しております。「④都市計画の案の作成」とありますが、原案からの変更はございませんでしたので、原案をそのまま案といたしまして、⑤の「関係機関との協議」、及び⑥「関係市への意見聴取」を行っております。⑤の「関係機関との協議」では、佐方南北線の道路管理者である県、接続道路の管理者である浅口市などと協議を行っておりますが、特に意見はございませんでした。

また、⑥の「関係市への意見聴取」として、浅口市に対しまして意見聴取を行い、こちらも特に意見はございませんでした。

その後、⑦の「都市計画の案の縦覧」を12月に行い、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

今後の予定といたしましては、本審議会におきまして、ご承認いただきましたら、今年度末を目途に「都市計画の変更、告示」を行う予定としております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(委員：意見なし)

会長 ご意見、ご質問もないようです。  
第1号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会長 ありがとうございます。  
ご異議がないようですので、第1号議案につきましては、原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、第2号議案の審議に入ります。第2号議案につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、「第2号議案 有限会社モリワキ商事 産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について説明いたします。

これは、有限会社モリワキ商事が設置する産業廃棄物処理施設の建築許可に当たり、「その敷地の位置が、都市計画上支障がないか」ということにつきまして、本審議会でご審議していただくものでございます。

資料3ページをご覧ください。

はじめに、資料左「都市計画審議会に付議する理由」についてご説明します。これは、後ほどご審議いただきます第3号議案、第4号議案も同様でございますので、ここで一括して説明させていただきます。建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ、新築・増築はできないとされております。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認められた場合は、新築、増築が可能となると定められております。

今回ご審議いただきます案件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる「廃棄物処理法」の施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定めるべき都市施設でございます。

しかしながら、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、左下のフロー図のとおり、建築許可を行う特定行政庁である倉敷市から、市の都市計画審議会の議を経たうえで、県の都市計画審議会に対し、議案として付議するよう依頼があったものでございます。本日の審議会にて承認されましたら、市が建築許可の手続きを行うという流れになっております。

なお、本件は廃棄物処理法に基づく設置許可申請がなされており、倉敷市の環境部局において、事前協議が終了しているところでございます。

中段の点線で囲まれた中には、建築基準法などの関連する法律の条文を抜粋したものを掲載しております。対象施設につきましては、青文字の「廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは」をご覧ください。産業廃棄物処理施設とは、「廃棄物処理法施行令」の第7条に規定されておりますが、施設の種類ごとに処理能力の数値が定められており、これを超える能力を有する施設となります。本議案で対象となりますのは、施行令第7条のうち、第4号に規定されている「廃油の油水分離施設」で、1日あたりの処理能力が10m<sup>3</sup>を越えるものでございます。

右の「位置図」をご覧ください。敷地の位置を赤い丸印で示しております。敷地は、倉敷市玉島乙島の玉島ハーバーアイランド内でございます。用途地域は、濃い青色で示しております、工業専用地域が指定されております。この施設は、油水分離の中間処理を行う産業廃棄物処理施設であり、当該用途地域に適した用途となっております。

次に「設置する施設の概要」を説明いたします。事業者は、有限会社モリワキ商事、敷地の面積は約7,000m<sup>2</sup>であり、対象となる施設は、右のイメージ図のような攪拌・油滓タンク12基を新設し、廃油を再資源化するものでありまして、建築物を新築し、その中に設備を設置するものでございます。施設の稼働時間は、1日あたり8時間で、廃油384m<sup>3</sup>の処理能力があります。この処理能力が、先ほどの施行令に掲げる規模となりますので、建築基準法第51条ただし書の規定により、県の都市計画審議会において、その敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうかについて、ご審議いただくものでございます。

資料4ページをご覧ください。

次に、ご審議いただく上での「②都市計画上の観点」について、説明いたします。



今回の施設の位置が、都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくに当たりまして、2つの観点を挙げております。

1点目は「当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合」ということで、敷地及びその周辺の用途地域の指定の状況、「風致地区」や「景勝地」の有無、さらには「学校、病院、公園」などの公共施設との位置関係を、2点目は「都市環境への影響」ということで、新しく施設が稼働することに伴う搬出入の車両の増加による交通への影響はどうか、また、施設の稼働による周辺環境への影響について、事業者が調査した「生活環境影響調査」の結果による評価はどうか、という観点でございます。

まず、左下の「①当該敷地の位置と既存の都市計画との整合」について、説明いたします。上の付近見取図と併せて、ご確認ください。「1 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、申請のあった敷地の位置は、廃棄物処理施設を設置する位置として望ましいとされる工業専用地域であり、また、住居系の用途地域も近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えております。次に2ですが、当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はございません。「3 学校、病院、公園などとの位置関係」につきましては、付近見取図にも示しておりますとおり、いずれも当該敷地から2km以上離れており、影響がない位置関係にあると考えております。

以上のことから、既存の都市計画との整合に問題はないと考えております。

資料の右側をご覧ください。

2つ目の観点「都市環境への影響」でございます。

まず、「1 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございます。当該施設への搬出入に関する車両の台数は、施設の処理能力から算出しております。一日最大64台、計画する年間処理量から一日平均34台程度であり、付近見取図の茶色の線でお示ししております。運搬経路となる主要道路における交通量、ここでは、倉敷みなと大橋等を含め、水島臨港道路の約2万台、都市計画道路 堀貫線の約1万2千台と比較して非常に少ないことから、道路交通への影響は軽微であると考えられます。

次に、「2 生活環境影響調査による評価」についてですが、周辺環境につきまして、当該産業廃棄物処理施設の設置の許可に伴い、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、倉敷市環境部局による技術的な審査において、問題ないと判断されております。

よって、都市環境への影響についても問題はないと考えております。参考までに、資料中段に記載しております、「生活環境影響調査の項

目と調査・予測結果及び評価」をご覧ください。環境部局による技術審査の結果では、次のように評価されております。

水質につきまして、施設の稼働に伴う施設排水は、1日当たり6.4 m<sup>3</sup>と極めて少量であり、拡散希釈により影響が全く見られなくなる距離として、当該排水量から計算される影響範囲の2倍を設定しても、その距離は5.4 m程度と非常に狭い範囲に留まり、排水の計画水質も排水先海域の現況水質とおおむね同程度であることから、排水基準を満足している。

また、施設内に排水ピット及び油水分離槽を設置することにより、水質汚濁物質の漏洩防止を図る計画となっており、周辺海域に及ぼす影響は軽微なものと考えられる。

以上のように評価されております。

なお、当該施設の設置につきましては、隣接地の所有者の了解も得られている状況でございます。結論といたしまして、当案件は、その敷地の位置が、都市計画上支障がないものと考えております。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

委 員 この施設は、夜間の稼働はあるのでしょうか。

会 長 ただいまの質問にお答えいただけますか。

事 務 局 稼働時間は8時間となっております、日中のみの稼働となっております。

会 長 他に質問はございませんか。それでは、第2号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会 長 ご異議がないようですので、第2号議案につきまして、原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、第3号議案の審議に入ります。

第3号議案につきまして、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 それでは、「第3号議案 公益財団法人岡山県環境保全事業団 産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

今回審議の対象施設につきましては、青文字で記載されております施行令第7条のうち、第13号の2に規定されている「産業廃棄物の焼却施設」で、この1時間あたりの処理能力が200kg以上のものがございます。

右の「位置図」をご覧ください。敷地の位置を赤い丸印で示しております。敷地は、倉敷市水島川崎通の水島コンビナートの南端でございまして、用途地域の指定がない、市街化調整区域になります。

次に、「設置する施設の概要」ですが、事業者は、公益財団法人岡山県環境保全事業団、敷地の面積は、約22,400㎡、対象となる施設は、右図のような焼成処理により、燃え殻等を再資源化するものでありまして、建築物を新築し、その中に設備を設置するものがございます。施設の稼働時間は、24時間運転となり、一日当たり、燃え殻144t、ばいじん164t、混合物153tの処理能力であり、このうち最も少ない「燃え殻」の1時間あたりの処理能力が6,000kgとなり、先ほどの施行令に掲げる規模となりますので、その敷地の位置について、ご審議いただくものがございます。

資料6ページをご覧ください。

「都市計画上の観点」でございます。

1点目の「①当該敷地の位置と既存の都市計画との整合」について、左下に整理をしております。中段の付近見取図と併せてご確認ください。「1 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、申請のあった敷地の位置は、現在は用途地域の指定がない市街化調整区域であるものの、この敷地は工業地帯の一角で、今後、周辺と同様に工業系の用途地域の指定が見込まれる位置であり、住居系の用途地域も近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えております。次に、2ですが、当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はございません。「3 学校、病院、公園などとの位置関係」につきましても、付近見取図にも示しておりますとおり、いずれも当該敷地から4km以上離れており、影響がない位置関係にあると考えております。

以上のことから、既存の都市計画との整合に問題はないと考えております。

資料の右側をご覧ください。

2点目の「②都市環境への影響」でございます。

まず「1 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございます。当該施設への搬出入に関する車両台数は、施設の処理能力から、1日当たり、大型車で102台、小型車で24台、計往復で126台を想定して

おりまして、走行ルートである国道430号における現況交通量約1万4千台と比較して非常に少ないことから、道路交通への影響は軽微であると考えられます。次に、「2 生活環境影響調査による評価」につきましては、倉敷市環境部局による技術的な審査において、問題ないと判断されております。

よって、都市環境への影響についても問題はないと考えております。  
なお、参考までに、資料中段に同様に評価結果を記載しております。

1 大気汚染(粉じん)につきましては、施設の稼働に係る大気質の長期平均濃度及び短期濃度の予測結果は、いずれの項目も環境基準等を満足している。

2 水質については2項目ありまして、(1)処理水の放流による水の汚れ、COD、全窒素、全リン及び濁り、SSにつきましては、施設からの排水有りの場合と施設からの排水無しの場合で、対象事業実施区域周辺における濃度分布の差は小さく、また、排水による付加濃度が現れるのは処理水放流先のごく近傍に限られることから、周辺海域での環境保全上の基準適合状況等への影響はないものと考えられる。(2)処理水の放流による水の汚れ、健康項目、ダイオキシン類でございますが、処理水の放流に伴う水質変化の程度はごく僅かであり、その影響範囲は放流先のごく近傍に限られること、水質汚濁防止法に定める排水基準値以下の処理水質を維持する計画であること、周辺海域の水質調査結果は環境基準を十分に満足するレベルにあることから、事業実施により汚染を発生させることはないものと考えられる。

以上のように評価されております。

なお、当該施設の設置につきましては、隣接地の所有者の了解も得られている状況でございます。

結論といたしまして、当案件は、その敷地の位置が、都市計画上支障がないものと考えております。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(委員：意見なし)

会 長 ご意見、ご質問もないようです。

第3号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ござい

ませんか。

(委員：異議なし)

会 長      ご異議がないようですので、第3号議案につきまして、原案どおり承認することと決定いたします。

            続きまして、第4号議案の審議に入ります。

            第4号議案につきまして、事務局からの説明を求めます。

事 務 局      それでは、「第4号議案 吉田建材株式会社 産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について説明いたします。

            資料7ページをお願いいたします。

            今回審議の対象施設につきましては、資料左の青文字の下になりますが、施行令第7条のうち、第8号の2に規定されている「がれき類の破碎施設」で、一日あたりの処理能力が5tを越えるものでございます。

            右の「位置図」をご覧ください。敷地の位置を赤い丸印で示しております。敷地は、倉敷市船穂町柳井原の、高梁川と小田川の合流点付近でございまして、用途地域の指定がない、市街化調整区域になります。本案件は、国において進められております、小田川合流点付替え事業により支障となったため、本箇所に移転するものでありまして、現在も同様の施設が稼働しております。

            次に、「設置する施設の概要」ですが、資料右下をご覧ください。事業者は、吉田建材株式会社、敷地の面積は、約7,700㎡、対象となる施設は、イメージ図のような破碎処理により、がれき類を破碎し、再資源化を行うものです。施設の稼働時間は、一日あたり8時間で、処理能力は、840tであり、先ほどの施行令に掲げる規模となりますので、その敷地の位置について、ご審議いただくものでございます。

            資料8ページをお願いいたします。

            次に、「都市計画上の観点」について、説明いたします。

            まず1点目「①当該敷地の位置と既存の都市計画との整合」について、左に整理しておりますので、見取図と併せて、ご確認ください。

            なお、先ほど小田川合流点付替え事業による移転と申し上げましたが、付近見取図の中央右寄りに、赤い点線の丸印がありますが、これが既存の施設の位置でございます。「1 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございしますが、申請のあった敷地の位置及び周辺は、山間部で用途地域の指定がない、市街化調整区域であり、住居系の用途地域も近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題

ないと考えております。

次に、2 ですが、当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はございません。「3 学校、病院、公園などとの位置関係」につきましては、上記の付近見取図にも示しておりますとおり、いずれも当該敷地から離れており、影響がない位置関係にあると考えております。

以上のことから、既存の都市計画との整合に問題はないと考えております。

資料の右側をご覧ください。

2 つ目「②都市環境への影響」でございます。

まず、「1 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございます。

当該施設への搬出入に関する車両台数は、破砕機の最大処理能力から、大型車で168台の予測で、当該敷地周辺の県道下原船穂線における現況交通量約5,700台と比較して非常に少ないこと、また左の付近見取図に茶色の線で、車両の搬出入経路を示しておりますが、既存施設と同じルートですので、今回の移転に伴う道路交通への影響は軽微であると考えております。

次に、「2 生活環境影響調査による評価」につきましては、倉敷市環境部局による技術的な審査において、問題ないと判断されております。

よって、都市環境への影響についても問題はないと考えております。

参考までに、中段に評価結果を記載しておりますが、1 大気汚染、粉じんにつきましては、予測結果が環境保全目標値を満足していること、また、粉じんの影響は、発生源から30m程度で極めて小さくなることから、720m程度離れている直近の民家への影響は極めて小さいものと考えられる。2 騒音につきましては、資料にも目標値と予想値を記載しておりますが、敷地境界及び直近の住居地域における予測値が環境保全目標を満足することから、周囲の環境への影響は少ないと考えられます。3 振動につきましても、同様でございます。

なお、当該施設の設置につきましては、隣接地の所有者の了解も得られている状況でございます。

結論といたしまして、当案件は、その敷地の位置が都市計画上、支障がないものと考えております。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(委員：意見なし)

会 長      ご意見、ご質問もないようです。  
              第4号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会 長      ありがとうございます。  
              ご異議がないようですので、第4号議案につきまして、原案どおり承認することと決定いたします。

#### (5) その他

会 長      以上で、本日の議事はすべて終わりました。  
              円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。  
              それでは、進行を事務局にお返しします。

司 会      皆様には、ご審議いただきましてありがとうございます。  
              それでは、次第の「5 その他」としまして、「最近の都市計画行政等について」ご報告をさせていただきます。

事 務 局      それでは、「最近の都市計画行政等」についてご説明いたします。  
              資料の9ページをお開きください。まず、左上の令和2年度の「都市計画法、都市再生特別措置法の改正」についてご説明いたします。改正の概要としましては、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、「災害ハザードエリアにおける開発抑制」などが法改正により盛り込まれました。

              災害ハザードエリアとは、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域のいわゆる災害レッドゾーンと、洪水などによる浸水想定区域のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリアである浸水ハザードエリア等の総称であります。この災害ハザードエリアにおいて、イメージ図左側の「災害ハザードエリアにおける開発抑制」につきましては、開発許可の見直しなどにより、開発の抑制が図られるようになります。詳細な改正の概要については、後程説明いたします。

              次に、イメージ図右側の立地適正化計画の強化であります。内容に入ります前に、まず、立地適正化計画について、説明いたします。左下の立地適正化計画の概要をご覧ください。立地適正化計画とは、急激な人口減少社会において、持続可能な都市として居住者の生活を支えていけるよう、都市の構造を見直しコンパクトなまちづくりを推進するために市町村が作成する計画になります。平成26年の都市再生特別措置法の

改正に伴い、市町村の都市計画マスタープランの一部として作成していくこととなっております。この立地適正化計画は、図面青点線の市街化区域において、青色の居住の誘導を促進する「居住誘導区域」や赤色の都市機能増進施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」、また、それらを誘導するための施策や事業を定め、将来的にコンパクトな都市構造を目指すものです。

現在、県内では、高梁市、津山市、総社市、笠岡市の4市で作成済みで、岡山市、倉敷市、新見市、備前市、赤磐市、真庭市、矢掛町が作成中でございます。

上のイメージ図の「立地適正化計画の強化」について、説明させていただきます。この計画を設定するにあたりまして、居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外することや、その区域内で行う、防災対策や安全確保策を定める「防災指針」を作成することが法改正により盛り込まれ、防災が主流化することになりました。現在策定中の倉敷市においては、「防災指針」を含んだ立地適正化計画となる見込みです。

次に、下の災害ハザードエリアからの移転の促進ですが、市町村による防災移転支援計画の作成などが制度化され、また、防災集団移転促進事業の要件が、例えば10戸から5戸に緩和されるなどの国の予算措置の拡充がなされました。

続きまして、資料の右上をご覧ください。頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」を目指した法改正のうち、先ほど申し上げました災害ハザードエリアにおける開発抑制についてご説明いたします。

まず、「災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止」についてであります。これまでも、災害レッドゾーンでは、分譲住宅や賃貸住宅といった「自己以外の居住の用に供する住宅」、貸オフィス、貸ビルなどといった「自己以外の業務の用に供する施設」の開発はできませんでしたが、さらに自社オフィス、自社ビル、スーパーやコンビニなどの自社店舗、病院、工場などといった「自己の業務の用に供する施設」の開発も、原則禁止されることとなりました。

次に「市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化」です。これまで市街化調整区域では、11号条例により、概ね50戸以上の建築物が連たんする地域については、開発が可能とされていたところですが、近年の被災状況を踏まえ、「災害レッドゾーン」及び「浸水ハザードエリア等」については、11号条例の区域から除外するとともに、除外された「浸水ハザードエリア等」における開発については、安全上及び避難上の対策を講じることを許可の条件とする、開発許可の厳格化がなされます。

最後に、資料の右下をご覧ください。来年度以降の主な都市計画審議会案件についてご紹介させていただきます。来年度以降の主な案件といたしまして、国道2号の岡山市南区古新田から倉敷市新田間の渋滞対策として、国において、交差点の立体化の方針が、令和2年11月にまとまったところであり、今後、国からの具体的な計画の提示後に都市計画の変更手続きに着手する予定でございます。



以上で、甚だ簡単ではございますが、「最近の都市計画行政等について」の説明を終わります。

司 会 先ほどのご報告について、委員の皆さま、何かご質問はございませんか。

(委員：意見なし)

司 会 よろしいでしょうか。  
ありがとうございます。それでは、次第5の「最近の都市計画行政等について」のご報告を終わります。

#### 【4. 閉会】

司 会 以上をもちまして、予定しております案件は全て終了いたしました  
が、委員の皆さまこの他に何かございますでしょうか。

(委員：意見なし)

司 会 ありがとうございます。それでは、これもちまして「第160回岡  
山県都市計画審議会」を閉会いたします。

皆さま、本日は、誠にありがとうございました。